

十勝港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 26 年 10 月

十勝港港湾管理者

広尾町

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成12年10月十勝港地方港湾審議会
- ・平成12年11月港湾審議会第174回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成20年2月十勝港地方港湾審議会

の議を経た十勝港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変 更 理 由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 木材取扱施設計画	2
2 小型船だまり計画	3
港湾の環境の整備及び保全	4
1 港湾環境整備施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5

変 更 理 由

1. 企業の要請に対応するため、北地区において、木材取扱施設計画を追加するとともに、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。
2. ポートサービス船の安全かつ効率的な利用に対応するため、北地区において、小型船だまり計画を追加する。

港湾施設の規模及び配置

1 木材取扱施設計画

1-1 北地区

輸入木材を取り扱うため、木材取扱施設を次のとおり計画する。

物揚場 水深 2 m 延長 2 0 4 m [新規計画]

防波堤 (分離) 延長 1 5 0 m [新規計画]

水面整理場 水深 2 m 面積 2 h a [新規計画]

水面貯木場 水深 2 m 面積 3 h a [新規計画]

埠頭用地 2 h a (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[新規計画]

2 小型船だまり計画

2-1 北地区（第4埠頭）

漁船、遊漁船、プレジャーボートの利用に対応するため、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

防波堤 延長150m[既定計画の変更計画]

物揚場 水深2.5m 延長92m[既定計画の変更計画]

船揚場 延長15m[既定計画の変更計画]

埠頭用地 1ha[既定計画の変更計画]

既定計画

防波堤 延長145m

物揚場 水深2.5m 延長92m

船揚場 延長15m

埠頭用地 1ha

2-2 北地区（第3埠頭）

ポートサービス船の利便性向上を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深4m 面積1ha[新規計画]

物揚場 水深4m 延長120m[新規計画]

埠頭用地 1ha[新規計画]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、以下のとおり計画を変更する。

北地区 緑地 4 h a (うち 3 h a 既設) [既定計画の変更計画]
--

既定計画

北地区 緑地 7 h a (うち 3 h a 既設)

土地造成及び土地利用計画

企業の要請等に対応するため、北地区において土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
北地区	(1) 1			(1) 1	(1) 1

注1：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2：今回の変更に関わる地区についてのみ記述した。

注3：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
北地区	(28) 28	(51) 51	(18) 18	(4) 4	(100) 100

注1：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：今回の変更に関わる地区についてのみ記述した。

注3：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

凡	例
	計画変更箇所

十勝港港湾計画位置図

太平洋

十勝港港域

十勝港港湾区域

〔北地区〕

十勝港港域

十勝港港湾区域

1 : 20,000

500

1000m

